

地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第4期中期目標（案）
前文	前文
1 第2期中期目標期間の総括 (1) 京都市立病院（以下「市立病院」という。）及び京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）は、平成23年4月に地方独立行政法人化され、医師・看護師等の人材確保や高度な医療の提供に必要とされる設備・機器の導入等を積極的に行うなど、人事や財務運営の面において迅速性・柔軟性・効率性を高め、独法化の効果をいかすことで、市民のいのちと健康を守る自治体病院としての使命を果たせるよう取り組んできた。 (2) 第2期中期目標期間において、市立病院では、第1期中期目標期間中に整備された組織基盤と医療機能を活用し、手術支援ロボット「ダヴィンチ」を用いた腹腔鏡下胃切除術の先進医療認定、ゴールドデンウイークや年末年始等の長期休暇期間の一部開院（外来化学療法、放射線治療等）や診療時間の拡大等、より多くの患者ニーズに応える取組を進めた。さらに、手術前から手術後までの周術期の医療の質向上を図るため、「周術期統括部」を設置し、患者の状態に応じて多職種で連携する切れ目のない医療に取り組んでいる。 (3) 京北病院では、在宅療養支援病院の施設認定取得や地域包括ケア病床の開設、市立病院医師派遣による皮膚科等の専門診療科の開設、積極的な訪問診療・看護の提供など、地域の患者のニーズに応える取組を進めた。 (4) 法人の一体的運営の推進に向けては、総合情報システムの更新による市立病院と京北病院の情報ネットワークの一体化や両病院を結ぶ患者送迎便の運行、両病院間での人事異動などに取り組んだ。 2 京都府における医療を取り巻く情勢 京都府では、団塊の世代が後期高齢者となり超高齢社会を迎える2025年（平成37年）における、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域医療構想を含めた京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）が策定され、構想区域ごとにおける居宅・介護施設等で提供される医療の必要量の推計値や病院・診療所の医療需要に対する提供体制の目標値、地域包括ケアシステムの推進などの主な取組が示されている。	1 第3期中期目標期間の総括 (1) 京都市立病院（以下「市立病院」という。）及び京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）は、平成23年4月の地方独立行政法人化以降、迅速な意思決定による自律的かつ弾力的な運営を行うことで、医療を取り巻く環境に迅速かつ柔軟に対応しながら、医師・看護師等の人材確保を図るとともに高度医療設備・機器等を積極的に導入してきた。これにより医療機能を高め、市民のいのちと健康を守る自治体病院としての使命を果たせるよう取り組んできた。 とりわけコロナ禍において、感染症医療をはじめとした政策医療の重要性及び自治体病院の存在意義が再認識された。 (2) 第3期中期目標期間において、市立病院では、新興感染症である新型コロナウイルス感染症の影響を病院運営に大きく受けることとなったが、新型コロナ入院患者への対応を行いつつ、救急搬送の積極的受入れ、地域連携・入退院支援・相談支援を一貫して行う患者支援センターの立上げによる地域からのスムーズな入院、ベッドコントロールの強化、早期退院、退院後の在宅医療に向けた積極的な支援など、市民が求める医療の提供を着実に行ってきた。 (3) 京北病院では、在宅療養支援病院の施設認定取得や地域包括ケア病床の開設、市立病院医師派遣による皮膚科等の専門診療科の開設、積極的な訪問診療・看護の提供など、地域の患者のニーズに応える取組を進めた。 (4) 法人の一体的な診療の実施に向けては、共通の総合情報システムを活用し、両病院間で患者情報を共有し迅速かつ的確な診療を提供するとともに、患者送迎車の運行による京北病院で提供できない医療の提供や、市立病院からの各診療科の医師及び医療技術職の応援、両病院間での人事異動などに取り組んだ。 2 新型コロナウイルス感染症による影響 市立病院では、感染症専門病床を有する市域で唯一の第二種感染症指定医療機関として、令和2年1月に府内初発コロナ患者を受け入れて以降、中等症の入院患者を中心に積極的に受け入れ、質・量共に府内医療機関トップレベルの診療を行った。 また、京北病院では、地域唯一の病院として、住民向けワクチン接種に積極的に取り組んだ。 一方、コロナ禍による患者受診控えや院内クラスターの発生に伴う一般診療の一時停止などによる患者数等の減少により、令和2年度決算では過去最大の経常損益赤字となった。 コロナ禍により、医療を取り巻く状況が大きく変化している。例えば、コロナ禍以前の患者数に回復していない状況ではあるものの、診療単価は上昇傾向にあるため、地域の医療機関との連携を強化し、紹介患者数を増加させる取組が重要となっている。 コロナ禍での医療を取り巻く環境変化に柔軟に対応し、自治体病院が担うべき役割を引き続き果たしていくことが必要である。

地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第4期中期目標（案）
3 第3期中期目標策定の方針 (1) 地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）の理念の下、第2期中期目標期間に積み重ねた成果をいかし、市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として、必要な医療が提供されるよう、第3期中期目標を定める。 （京都市立病院機構理念） 京都市立病院機構は ○ 市民のいのちと健康を守ります ○ 患者中心の最適な医療を提供します ○ 地域と一体となって健康長寿のまちづくりに貢献します (2) 市立病院においては、救急医療、高度医療、感染症医療、災害対策等の政策医療をはじめ、地方独立行政法人化以後整備し、充実した医療機能を活用し、地域の中核となる基幹的医療機関としての役割を果たすとともに、急性期治療から在宅医療につなげるために、在宅医療等を担う地域の医療機関との連携を強化する。 (3) 京北病院においては、市立病院との一体的運営の下に、在宅医療機能を発揮するなど、引き続き、地域に根差した医療機関としての役割を果たすとともに、京北病院の機能強化の検討を行う。 (4) 機構においては、医療を取り巻く情勢などの外部環境の変化を踏まえ、内部統制機能を発揮し、業務運営の継続性や効率性について不断の見直しを行うなど、しなやかで強靱な病院運営を行うことで、第3期中期目標に掲げる取組を着実に実行するとともに、診療報酬改定等の環境の変化に対応し、着実な収益性の向上、持続可能な経営の確保に取り組む。	3 第4期中期目標策定の方針 (1) 地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）の理念の下、<u>これまでに積み重ねた成果をいかし、市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として、必要な医療が提供されるよう、第4期中期目標を定める。</u> （京都市立病院機構理念） 京都市立病院機構は ○ 市民のいのちと健康を守ります ○ 患者中心の最適な医療を提供します ○ 地域と一体となって健康長寿のまちづくりに貢献します (2) 市立病院においては、<u>新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症への対応を含めた感染症医療、救急医療、周産期医療、災害対策等の政策医療や、地方独立行政法人化以後整備し、充実した医療機能を活用し、地域の中核となる基幹的医療機関としての役割を果たすとともに、急性期医療から在宅医療につなげるために、在宅医療等を担う地域の医療機関との連携を強化する。</u> (3) 京北病院においては、市立病院との一体的運営の下に、在宅医療機能を発揮するなど、引き続き、地域に根差した医療機関としての役割を果たす。<u>また、今後地域に必要となる医療機能を踏まえ、持続可能な在り方を検討する。</u> (4) 機構においては、<u>医療の高度化、コロナ禍や疾病構造の変化に伴う患者数減等の医療需要の変化、医師の働き方改革や診療報酬・介護報酬改定など医療を取り巻く外部環境の変化に対応しつつ、内部統制機能を強化し、積極的に経営改善の取組を進め、業務運営の継続性や効率性について不断の見直しを行うなど、</u>第4期中期目標に掲げる取組を着実に実行する。 (5) <u>なお、本目標に基づき機構において策定する中期計画は、総務省が定める「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が求める公立病院経営強化プランを兼ねることになる点に留意する。</u>
第1 中期目標の期間	第1 中期目標の期間
目標の期間は、2019年（平成31）年4月1日～2023年（平成35）年3月31日の4年間とする。	目標の期間は、2023年（令和5年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日の4年間とする。

第2 京都市立病院機構が果たす役割に関する事項	第2 京都市立病院機構が果たす役割に関する事項
1 市立病院が担う役割 政策医療の拠点として、また、高度な急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を適切に担い、地域における他の医療施設等との役割分担、連携・協力体制の構築を図ること。 2 京北病院が担う役割 京北地域における唯一の病院として、診療体制の確保に努め、救急医療をはじめ、回復期や慢性期、在宅医療までを含めた地域に根差した医療提供を行うこと。 また、法人の一体的運営の下、地域包括ケアの拠点として地域の住民の健康を支えていくこと。 3 地域の医療・保健・福祉との連携の推進 (1) 市立病院は、地域のかかりつけ医に対し、適切に情報を提供することにより、信頼感を高め、地域のかかりつけ医からの紹介患者を中心とした診療体制を推進すること。 回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介、地域連携クリティカルパスの適用拡大、転院及び退院の調整、在宅復帰への支援等を積極的に行い、患者を中心とした地域包括ケアシステムの円滑な運用に貢献すること。 (2) 京北病院は、地域のニーズを的確に把握し、入院、在宅、介護サービスまで幅広く提供することができる病院としての役割を果たすとともに、地域における医療・保健・福祉サービスのネットワークの構築に寄与すること。	1 市立病院が担う役割 <u>自治体病院として政策医療の役割を適切に担うとともに</u>、高度な急性期医療を提供する地域の中核病院として、地域における他の医療施設等との役割分担、連携・協力体制の構築を図ること。 2 京北病院が担う役割 <u>自治体病院の役割を適切に担うとともに</u>、京北地域における唯一の病院として、診療体制の確保に努め、救急医療をはじめ、回復期や慢性期、在宅医療までを含めた地域に根差した医療提供を行うこと。 また、法人の一体的運営の下、地域包括ケアの拠点として地域の住民の健康を支えていくこと。 3 地域の医療・保健・福祉との連携の推進 (1) 市立病院は、地域のかかりつけ医に対し、適切に情報を提供することにより、信頼感を高め、地域のかかりつけ医からの紹介患者を中心とした診療体制を推進すること。 回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介、地域連携クリティカルパスの適用拡大、転院及び退院の調整、在宅復帰への支援等を積極的に行い、患者を中心とした地域包括ケアシステムの円滑な運用に貢献すること。 (2) 京北病院は、地域のニーズを的確に把握し、入院、在宅、介護サービスまで幅広く提供することができる病院としての役割を果たすとともに、地域における医療・保健・福祉サービスのネットワークの構築に寄与すること。

地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標期間における実績	地方独立行政法人京都市立病院機構 第4期中期目標（案）
第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	第3 市民に対して提供するサービスに関する事項
1 市立病院が提供するサービス (1) 感染症医療【政策医療】 既存の感染症のみならず、新たな感染症についても、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。 (2) 大規模災害・事故対策【政策医療】 地域災害拠点病院として、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、役割を果たすこと。 また、整備した救急・災害医療支援センターの機能を活用し、消防局等の救急・防災に関する機関との連携を強化すること。 (3) 救急医療【政策医療】 ア 関係医療機関等との役割分担及び連携を踏まえ、入院医療を必要とする重症患者を中心に、より積極的に救急搬送を受け入れ、救急搬送応需率を向上させること。 イ 小児救急医療については、初期救急医療を担う京都市急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との適切な役割分担の下、入院を必要とする小児を積極的に受け入れること。 (4) 周産期医療【政策医療】 周産期医療2次病院として、ハイリスク分娩、母体搬送及び新生児搬送の受入れに対応するため、NICU（新生児集中治療室）等の適切な運用を図ること。	京都市の第二種感染症指定医療機関として、感染症・結核病床を新型コロナの病床として運用するとともに、令和3年9月以降は一般病床の一部を活用し16床を増床し、合計36床を確保しながら、多職種連携の下、新型コロナの入院患者を積極的に受け入れ、質・量ともに府内トップクラスの診療を行った。 （府内で初めて陽性患者が確認された令和2年1月以降、令和4年3月末累計734名を受入れ。） 災害派遣医療チーム（DMAT）隊員の増員や院外訓練への積極的な参加によりDMATの充実を図るとともに、災害備蓄品についても適宜整備し、人的及び物的資源を確保している。 令和2年2月、新型コロナが発生したダイヤモンドプリンセス号の対応においては、厚生労働省からの派遣要請を受け、DMAT1隊と後方支援としてDMAT隊員2名を現地に派遣した。 救急告示病院（第2次救急医療機関）として、救急部門と手術室及び各病棟の連携による柔軟なベッドコントロール、9列の当直体制と全診療科のオンコール体制、休日救急管理当直の配置など院内の受入体制を強化し、可能な限り救急搬送患者を受け入れ、コロナ禍でも多くの救急車搬送の受入れを行った。 京都市急病診療所の小児科第2次後送病院として、重症患者であっても入院受入れがスムーズにできるよう配慮した。後送当番日以外でも、後送病院が満床の場合は、積極的に市立病院で後送を受け入れた。 地域周産期母子医療センター（周産期医療2次病院）として、産婦人科医師・小児科医師を適正に配置するとともに、全ての小児科疾患を診療できるように小児科分野の専門医を配置し、重症患者はICUで全身管理を行っている。人材育成においては、周産期専門医や周産期指導医の育成、また、看護師・助産師の採用及び助産ケアの質の向上に向けてのアドバンス助産師の継続的育成を行った。	1 市立病院が提供するサービス (1) 感染症医療【政策医療】 既存の感染症への対応はもとより、<u>新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備するとともに、感染状況に応じ柔軟な対応を行うなど</u>、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。 (2) 大規模災害・事故対策【政策医療】 地域災害拠点病院として、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、役割を果たすこと。 また、整備した救急・災害医療支援センターの機能を活用し、消防局等の救急・防災に関する機関との連携を強化すること。 (3) 救急医療【政策医療】 ア 関係医療機関等との役割分担及び連携を踏まえ、<u>二次救急医療機関として入院医療を必要とする重症患者を中心に迅速かつ積極的に救急搬送を受け入れ、救急搬送件数の維持・増加</u>に努めること。 イ 小児救急医療については、初期救急医療を担う京都市急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との適切な役割分担の下、入院を必要とする小児を積極的に受け入れること。 (4) 周産期医療【政策医療】 周産期医療2次病院として、ハイリスク分娩、母体搬送及び新生児搬送の受入れに対応するため、NICU（新生児集中治療室）等の適切な運用を図ること。

地方独立行政法人京都市立病院機構 第 3 期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第 3 期中期目標期間における実績	地方独立行政法人京都市立病院機構 第 4 期中期目標（案）
(5) 高度専門医療 ア 地域医療連携の推進 地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度な急性期医療を担うこと。 また、超高齢社会の到来や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化等を踏まえ、合併症等の総合的な診療が必要な患者への対応など、地域の医療機関を積極的に支援することにより、「地域医療支援病院」として地域の医療水準の向上に寄与すること。 イ がん医療の充実 がん診療連携拠点病院等との連携を基に、がん患者の遺伝子情報を調べて治療にいかす、がんゲノム医療や外科的手術・放射線治療・化学療法等を組み合わせた集学的治療、成人・小児血液がんに対する造血幹細胞移植、輸血療法、緩和ケアの充実など、幅広いがん治療の提供体制を確保すること。 「周術期統括部」の機能を十分に発揮し、がん診療の充実と質の向上を目指すこと。 がんと診断されたときからの緩和ケアや、患者及びその家族に対する相談支援を積極的に行うこと。また、がんの予防や早期発見に向けて、京都市のがん予防の取組に積極的に協力すること。 ウ 生活習慣病への対応 (ア) 心臓・血管病センター及び脳卒中センターの機能発揮 心臓、脳、腎臓など、血管病変が主な原因となる疾患に関連する診療科が、生活習慣病の予防から診断、治療まで有機的に連携し、対応すること。 (イ) 糖尿病治療 食事・運動療法、薬物療法により、網膜、腎臓等の合	令和元年 1 1 月に、地域連携・入退院支援・相談支援を一貫して行い、スムーズな入院、早期退院、退院後の在宅療養に向けた活動を推進するため、患者支援センターを新たに設置した。ベッドコントロール体制の強化を図り、多職種による定期的な会議、病棟状況カード表示システムや D P C 入院期間を考慮した退院調整を行い、効率的な病床運用に努めた。また、退院前の多職種による退院後支援に関するカンファレンス及び退院前後の連携施設や自宅等への訪問を通じて、在宅復帰、療養に向けた支援を地域全体で促進した。 がんの早期発見のため、健診センターにおいてドックメニューを継続して実施するとともに、要精密検査未受診者には積極的に受診勧奨を行った。 手術支援ロボットにおいては、着実に実績を積み上げただけでなく、令和 2 年度から直腸がんに保険適用範囲が拡大され、今後の更なる活用に努める。 放射線治療や化学療法については、長期休暇期間中の治療や平日治療時間の拡大など、治療の継続性を確保する取組を継続するとともに、令和 3 年度にがん放射線療法看護専門外来を開設し、患者ニーズに沿った治療を行った。 がんゲノム医療については、がんゲノム医療連携病院として、連携拠点病院（京都大学医学部附属病院）の下、専門医の検討会に参加し、新設した遺伝診療部を中心に遺伝診療体制を整備した。 血液がんに対しては、血液内科と小児科が協働し、全年齢層の血液疾患に対応でき、あらゆる造血細胞移植も施行可能な病院として、診療体制を確保し、移植に取り組んだ。 緩和ケアについては、令和 2 年 1 月に緩和ケア病棟を設置し、がん医療の一層の充実と機能強化に努めた。 (ア) 循環器系疾患への対応については、心臓・血管病センターを中心に多職種が連携し、救急受診から検査、治療、リハビリ等、回復に向けた治療・ケアを実施した。令和 2 年度には、外来における心大血管リハビリテーションを開始した。 (イ) 糖尿病対策チームを中心に、糖尿病透析予防指導（腎症外来）の充実や、患者会の運営に取り組むとともに、糖尿病	(5) 高度専門医療 ア 地域医療連携の推進 地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度な急性期医療を担うこと。 また、超高齢社会の到来や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化等を踏まえ、合併症等の総合的な診療が必要な患者への対応など、地域の医療機関を積極的に支援することにより、「地域医療支援病院」として地域の医療水準の向上に寄与すること。 イ がん医療の充実 <u>地域がん診療連携拠点病院として、がん診療連携拠点病院等との連携を基に、がん患者の遺伝子情報を調べて治療にいかす、がんゲノム医療や外科的手術・放射線治療・化学療法等を組み合わせた集学的治療、成人・小児血液がんに対する造血幹細胞移植、輸血療法、緩和ケアの充実</u>など、幅広いがん治療の提供体制を確保すること。 「周術期統括部」の機能を十分に発揮し、がん診療の充実と質の向上を目指すこと。 がんと診断されたときからの緩和ケアや、患者及びその家族に対する <u>A C P（アドバンス・ケア・プランニング）※</u>を含めた相談支援や情報提供を積極的に行うこと。また、がんの予防や早期発見に向けて、京都市のがん予防の取組に積極的に協力すること。 ※ <u>将来の変化に備え、将来の医療・ケアについて、本人を主体に、その家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセスのこと。</u> ウ 生活習慣病への対応 (ア) 心臓・血管病センター及び脳卒中センターの機能発揮 心臓、脳、腎臓など、血管病変が主な原因となる疾患に関連する診療科が、生活習慣病の予防から診断、治療まで有機的に連携し、対応すること。 (イ) 糖尿病治療 食事・運動療法、薬物療法により、網膜、腎臓等の合

地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標期間における実績	地方独立行政法人京都市立病院機構 第4期中期目標（案）
併症を予防し、生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組むこと。 エ 適切なリハビリテーションの実施 可能な限り早期から急性期リハビリテーションを開始することで、患者の回復の促進や合併症の予防を図り、早期の回復期リハビリテーションへの引継ぎや早期の社会復帰に努めること。 (6) 健康長寿のまちづくりへの貢献 ア 地域包括ケアの推進 地域ケア会議や出前講座等の機会を通じて、地域の関係機関との連携を強化するとともに、地域包括ケアにおける在宅医療の推進に向けて、積極的に支援を行うこと。 イ 認知症対応力の向上 高齢化に伴う認知症の増加に対応するため、全職員が認知症対応力を向上させるとともに、地域と連携して社会的要請に応えていけるよう取組を進めること。 ウ 健診センター事業として人間ドック及び特定保健指導を積極的に行うこと。	看護認定看護師によるフットケア外来、病棟担当制の下での管理栄養士による積極的なベッドサイドでの栄養食事指導等、総合的な糖尿病療養支援に取り組んだ。 早期からのリハビリテーション開始に向けて、セラピストの積極的な病棟カンファレンスへの参加や入院時からの介入などにより、脳血管・運動器・がん・心大血管・呼吸器に係る適応患者への迅速かつ集中的な急性期リハビリテーションの拡充に取り組むとともに、令和2年度に外来における心大血管リハビリテーションを開始した。また、同年度導入以降、新型コロナの影響で休止していた土曜リハを令和3年度に再開することで、リハビリテーション提供体制の更なる強化に努めた。 ア 市民の様々な健康ニーズに応えるため、従来から行っている各種専門外来に加え、令和3年度からがん放射線療法看護専門外来を開設し、外来診療のさらなる充実化を図った。 イ 令和2年度に認知症サポート委員会を設置し、病院全体の認知症対応力向上を目的とした院内研修会の実施や多職種によるチームラウンド等を行うことで、行動・心理症状や身体合併症等に対応できる体制の構築を図り、認知症患者が安心して受診できる病院づくりを推進した。 ウ 人間ドックについては、従来のドックメニューの提供を継続するとともに、要精密検査については受診当日に専門診療科の予約を推奨するとともに、健診成績表送付時にも要精密	併症を予防し、生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組むこと。 エ 適切なリハビリテーションの実施 可能な限り早期から急性期リハビリテーションを開始することで、患者の回復の促進や合併症の予防を図り、早期の回復期リハビリテーションへの引継ぎや早期の社会復帰に努めること。 オ <u>PFM（ペイシェント・フロー・マネジメント）※の推進</u> <u>地域からのスムーズな入院、早期退院、退院後の在宅医療など一貫した入退院患者の支援に向け、地域の医療機関や院内関係部署との連携の最適化など、患者支援センターの取組を推進すること。</u> ※ <u>入退院における諸問題の早期解決を目的に、予定入院患者の情報を入院前の外来段階から収集し、入院中や退院後の生活を見越した支援を行うシステムのこと。</u> (6) 健康長寿のまちづくりへの貢献 ア 地域包括ケアの推進 地域ケア会議や出前講座等の機会を通じて、地域の関係機関との連携を強化するとともに、地域包括ケアにおける在宅医療の推進に向けて、積極的に支援を行うこと。 イ 認知症対応力の向上 高齢化に伴う認知症の増加に対応するため、全職員が認知症対応力を向上させるとともに、地域と連携して社会的要請に応えていけるよう取組を進めること。 ウ 健診センター事業として人間ドック及び特定保健指導を積極的に行うこと。

地方独立行政法人京都市立病院機構 第 3 期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第 3 期中期目標期間における実績	地方独立行政法人京都市立病院機構 第 4 期中期目標（案）
エ 健康教室の開催、患者会の支援等による市民への啓発の取組を進めること。 2 京北病院が提供するサービス (1) 市立病院と京北病院の一体運営 市立病院との人事交流を推進することにより、診療体制を強固なものとし、また、双方の病院の長所を取り入れ、より良い患者サービスの提供に努めること。 (2) 地域包括ケアの推進 ア 京北地域における地域包括ケアの拠点として、地域包括支援センターその他の関係機関との密な連携を基に、急性期から慢性期までの入院・外来・在宅における医療を提供するとともに、地元ニーズと現状を常に的確に把握し、必要に応じて運営状況を見直し、地域の実情に寄り添った医療の提供を行うこと。【へき地医療 政策医療】 イ 総合診療専門医の確保及び育成を目指すこと。 ウ できる限り住み慣れた地域や住まいで自立した生活が送れるよう支援していく施設介護サービス及び居宅介護サービスを提供すること。 (3) 救急医療【政策医療】 京北地域における唯一の救急告示病院として、救急医療を提供する役割を的確に果たすこと。また、高度な医療を要する患者については、市立病院をはじめとする急性期医療機関と連携すること。	検査の診療予約案内を同封するなど、スムーズに専門的な診察に移行できる仕組みを整えている。 エ 毎年開催していた健康教室「かがやき」や糖尿病教室、禁煙教室は新型コロナの流行により開催を一時見合わせたが、流行状況等を勘案して、適宜再開している。 京北病院と市立病院との間を往復する患者送迎車を週 3 回運行し、京北病院では実施できない化学療法やMR I 等の高度医療機器による検査のため受診する患者、専門外来を受診する患者及び透析患者を送迎した。 市立病院から派遣した小児科・眼科・皮膚科・乳腺外科の医師をはじめ、内視鏡検査の専門医、視能訓練士、臨床工学技士等の専門職員により、京北病院において質の高い医療を提供した。 ア 患者が安心して療養生活を送れるよう、24 時間往診対応及び急変時の入院の受入れが整備された在宅療養支援病院として、新型コロナウイルス感染対策に細心の注意を払いつつ、在宅医療や看取りにも対応し、訪問看護にも積極的に取り組んだ。 イ 市立病院と京北病院との連携による総合診療専門医の育成に向けた方策の検討を行った。 ウ 介護老人保健施設による施設介護サービスから、訪問看護及び通所リハビリテーション等による在宅介護サービスまで、居宅介護支援事業所のケアマネジメントの下、提供した。 京北地域における唯一の救急告示病院として、院外心停止や重症患者を積極的に受け入れ、初期救急医療の提供に努めた。また、新型コロナ感染拡大時において、PCR 抗原検査体制を構築し、発熱患者の救急受入れを実施した。 手術や高度医療機器を用いた検査等を必要とし、京北病院で	エ 健康教室の開催、患者会の支援等による市民への啓発の取組を進めること。 2 京北病院が提供するサービス (1) 市立病院と京北病院の一体運営 市立病院との人事交流を推進することにより、診療体制を強固なものとし、また、双方の病院の長所を取り入れ、より良い患者サービスの提供に努めること。 (2) 地域包括ケアの推進 ア 京北地域における地域包括ケアの拠点として、地域包括支援センターその他の関係機関との密な連携を基に、急性期から慢性期までの入院、<u>外来、訪問看護の充実を伴った在宅における医療を提供するとともに、地元ニーズと現状を常に的確に把握し、必要に応じて運営状況を見直し、地域の実情に寄り添った医療の提供を行うこと。【へき地医療政策医療】</u> イ 総合診療専門医の確保及び育成を目指すこと。 ウ できる限り住み慣れた地域や住まいで自立した生活が送れるよう支援していく施設介護サービス及び居宅介護サービスを提供する<u>とともに、地域で行われる健康づくりの活動等との連携を図ること。</u> (3) 救急医療【政策医療】 京北地域における唯一の救急告示病院として、救急医療を提供する役割を的確に果たすこと。また、高度な医療を要する患者については、市立病院をはじめとする急性期医療機関と連携すること。

地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標期間における実績	地方独立行政法人京都市立病院機構 第4期中期目標（案）
	の対応が困難な患者については、市立病院をはじめ市内の高度急性期医療機関に搬送するなど連携を図り適切に対応した。また、緊急性のある症例については、ヘリコプターによる患者搬送を行った。	(4) <u>京北病院が果たす機能の在り方の検討</u> <u>京北地域における人口減少や高齢化の状況※を踏まえ、持続可能な医療・介護の提供を行うため、地域の医療・介護ニーズを的確に把握し、今後の京北病院が果たす機能の在り方を検討すること。</u> ※ <u>人口減少</u> <u>平成23年度6,016人→令和3年度4,717人（21.6%減）</u> <u>高齢化率（65歳以上人口の割合）</u> <u>平成23年度34.8%→令和3年度45.9%（11.1ポイント増）</u>
第4 市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項	第4 市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項	第4 市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項
1 チーム医療、多職種連携の推進 必要な医療専門職を確保するとともに、各医療専門職が最大限の専門性を発揮し、迅速かつ高度なチーム医療を推進すること。 2 安全・安心な医療の提供に関する事項 (1) 医療安全に係る組織やマニュアルを不断に見直し、職員に対して効果的な教育を実施することにより医療安全体制を強化すること。 (2) 問題症例の検討や院内事故調査委員会の機能強化を図り、事故の再発防止に取り組むこと。 3 医療の質、サービスの質の向上に関する事項 (1) 医療の質の向上に関すること ア 評価指標の活用や第三者機関の評価を受けることにより、医療の質の向上に努めること。	外来受診から入院、退院後までの医療・療養をサポートする仕組みとして、令和元年11月に患者支援センターを開設し、入院前から多職種連携による面談を行い、患者の負担軽減とスムーズな入退院につなげた。 医療安全管理マニュアルやスタッフハンドブックについて適宜見直すとともに、院内でのインシデント・アクシデント報告の積極的な提出を呼びかけた。 全職員を対象に医療安全レポート提出を呼びかけるとともに、レポートの重要性についての研修会を実施するなど、提出に対する職員の意識の向上を図った。 重大・警鐘事例については、事例検討を行い、調査・分析手法を用いて、迅速に適切な再発防止策を講じることで事故の再発防止に努めた。 ア 市立病院が独自に設けている臨床指標（クリニカル・インディケーター）について、13分野48項目に整理し、改善	1 チーム医療、多職種連携の推進 必要な医療専門職を確保するとともに、各医療専門職が<u>専門性を最大限に</u>発揮し、迅速かつ高度なチーム医療を推進すること。 2 安全・安心な医療の提供に関する事項 (1) 医療安全に係る組織やマニュアルを不断に見直し、職員に対して効果的な教育を実施することにより医療安全体制を強化すること。 (2) 問題症例の検討や院内事故調査委員会の機能強化を図り、事故の再発防止に取り組むこと。 3 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項 (1) 医療の質の向上に関すること ア <u>客観的な評価指標や第三者機関の評価を活用するとともに、医療の質を継続的に向上させる仕組みを構築すること。</u>

地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標期間における実績	地方独立行政法人京都市立病院機構 第4期中期目標（案）
イ 高度かつ標準的な医療を提供することができるよう、医療専門職の知識・技術の向上を図り、必要となる機器及び設備の計画的な充実に努めること。 (2) 患者サービスの向上に関すること ア 患者満足度を客観的に把握したうえで、病院内外における継続的な改善策を講じ、患者サービスの一層の向上を図ること。 イ 市民ボランティアと職員の協働の積極的な推進や市民モニターの活用を通じて、市民目線でのサービスの向上に努めること。 4 適切な患者負担の設定 誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金を定めること。	に努め、その実績を診療概要及びホームページにおいて公表した。 イ 医療専門職の知識・経験の向上を図るため、学会出張や研修会への参加、専門性に関する資格保持に対する補助を行うなど、最新の知見の取得や専門性向上の支援を積極的に行った。 ア 市立病院においては、ご意見箱、患者満足度調査、市民モニター制度等で患者等から寄せられた意見について、サービス向上委員会を中心に業務改善に努めた。 イ 市立病院のボランティアについては、外来での案内や支援など病院職員と協働して取り組んだ。ボランティア活動員の活性化に向けて、患者ニーズを反映するとともに意欲ある活動員を積極的に募集し、ボランティアの充実に努めた。 誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、各種料金の額については、病院等管理規定で定め、適正に運用した。	イ 高度かつ標準的な医療を持続的に提供することができるよう、医療専門職の知識・技術の向上を図り、必要となる機器及び設備の<u>適正な管理及び計画的な充実に努めること。</u> (2) 患者サービスの向上に関すること ア 患者満足度を客観的に把握したうえで、病院内外における継続的な改善策を講じ、患者サービスの一層の向上を図ること。 イ 市民ボランティアと職員の協働の積極的な推進等を通じて、市民目線でのサービスの向上に努めること。 4 適切な患者負担の設定 誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金を定めること。
第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項
1 迅速性・柔軟性・効率性の高い運営管理体制の充実 (1) 迅速かつ的確な組織運営 地方独立行政法人の利点をいかして、理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定と組織的な業務運営を図ること。 (2) 情報通信技術（ICT）の活用 電子カルテや医事会計システム等を含めた総合情報システムをはじめ情報通信技術（ICT）の積極的な活用により、効率的かつ効果的な運用に努めること。 2 優秀な人材の確保・育成に関する事項	新規採用者オリエンテーション等や年頭訓示等を通じて、理事長から機構職員へ法人理念や病院憲章、倫理方針を伝達するとともに、年度当初に実施する理事長ヒアリング等を通じて年度ごとの運営方針を伝達した。 平成27年度に更新した電子カルテシステムを含む総合情報システムにより、市立病院及び京北病院のネットワーク環境の一元化を図り、迅速かつ的確な診療サービスを提供した。令和4年度の次期総合情報システム導入に当たり、令和3年度からICT積極活用の観点から現システムの問題点を精査し、改善策を仕様書に盛り込み、令和3年9月に事業者の選定を完了した。	1 迅速性・柔軟性・効率性の高い運営管理体制の充実 (1) 迅速かつ的確な組織運営 地方独立行政法人の利点をいかして、理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定と組織的な業務運営を図ること。 (2) <u>DXの推進</u> ア 電子カルテや医事会計システム等を含めた総合情報システムをはじめ情報通信技術（ICT）の活用など、<u>デジタル化への積極的な対応</u>により、効率的かつ効果的な<u>病院運営</u>に努めること。 イ <u>厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底すること。</u> 2 優秀な人材の確保・育成に関する事項

地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標期間における実績	地方独立行政法人京都市立病院機構 第4期中期目標（案）
(1) 医療専門職の確保 医療機能を十分に発揮できるよう、必要な医療従事者を確保すること。 (2) 人材育成・人事評価 ア 人材育成 医療、介護等に関する倫理観と専門知識・技術を持った職員の計画的な育成に努めること。 イ 人事評価 職員の意欲及び主体性の向上並びに組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの適切な運用を図ること。 (3) 職員満足度の向上 職員のワークライフバランスを確保するとともに、職員が誇りや働きがいを持って職責を果たすことができるよう、職員の働きやすい環境を整備すること。 (4) 働き方改革への対応 生産性の向上や意欲・能力を存分に発揮できる環境の整備に努めること。 3 給与制度の構築 職員の人事評価や法人の業務実績等に応じた給与制度を構築するとともに、職員給与は、常に社会情勢に適合したものとする。	市立病院については地域の基幹的医療機関として、京北病院については地域に根差した医療・介護を提供する医療機関としての役割、機能を果たすため、中期計画及び年度計画に基づく事業進捗に合わせた医療専門職の計画的な採用に努めた。 ア 人材育成 研修効果や参加率の向上のため、プログラムやスケジュール等の再検討を行い、計画的な人材育成に努めた。また、全職員必須の研修について、年間の実施スケジュールを周知するとともに、各開催日程について、メール、掲示板、予定表等を活用し、周知方法を充実させた。 イ 人事評価 職員のモチベーション向上に向け、全職員を対象に人事評価制度を運用しており、中間評価及び最終評価を通じて適切な運用に努めた。 サービス向上委員会が主体となり、業務上の好事例を評価する GoodJob 活動を推進し、コミュニケーション風土づくりとしてあいさつ運動、鏡で笑顔 check 運動等を実施するなどグループ活動を推進した。 I Cカードを用いた出退勤管理システムの導入に向け、職員証の I Cカード化に取り組み、令和2年度に全職員の更新を完了した。 長時間勤務の解消や時間外勤務の縮減、年次休暇等の積極的な取得及び定時退勤日に退勤を促す等の取組を進めた。また、育児短時間勤務制度や育児休務、部分休業、育児部分休務及び介護時間、介護休暇等、子育てや介護に従事する職員への各種支援制度の利用が定着した。 また、新型コロナウイルス対応で増大した職員の精神的負担に対し、産業医による相談体制を構築した。 医師の給与において、初任給調整手当を廃止するとともに、人事評価に基づく診療業務手当制度を導入し、人事評価を手当額に反映した。	(1) 医療専門職の確保 医療機能を十分に発揮できるよう、必要な医療従事者を確保すること。 (2) 人材育成・人事評価 ア 人材育成 医療、介護等に関する倫理観と専門知識・技術を持った職員の計画的な育成に努めること。 イ 人事評価 職員の意欲及び主体性の向上並びに組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの適切な運用を図ること。 (3) 職員満足度の向上 職員のワークライフバランスを確保するとともに、職員が誇りや働きがいを持って職責を果たすことができるよう、職員の働きやすい環境を整備すること。 (4) 働き方改革への対応 生産性の向上や意欲・能力を存分に発揮するため、<u>タスクシェアやタスクシフトを含めた環境の整備</u>に努めること。 3 給与制度の構築 職員の人事評価や法人の業務実績等に応じた給与制度を構築するとともに、職員給与は、常に社会情勢に適合したものとする。

地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標期間における実績	地方独立行政法人京都市立病院機構 第4期中期目標（案）
とすること。 4 コンプライアンスの確保 研修の実施等により職員のコンプライアンスに対する意識を向上させるとともに、情報公開の徹底や、法人内外からのチェックなどによりコンプライアンスの確保を図ること。 5 個人情報の保護 職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。 6 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供 (1) 医療サービスや法人の運営状況について市民の理解を深められるよう、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。 (2) 医療の質や経営に関する指標について、正確で分かりやすい情報を提供すること。 7 外国人対応の充実 「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関」への選定など、外国人受診者への対応を充実・強化し、受入体制を充実すること。	研修医及び専攻医については令和2年4月から、常勤医師については令和3年4月から支給を開始している。 新規採用職員研修において、法人理念や病院憲章等の研修を行うとともに、全職員及び所属長等を対象としたコンプライアンス研修を実施し、職員の倫理・規範意識の向上を図った。また、課長級以上の職員に対して「法と倫理」に関する研修を実施した。 新規採用や医師事務作業補助者の中途採用時に、また、病院実務に準用できる内容となるように講師と調整を行ったうえで全職員を対象に毎年研修を開催し、個人情報保護意識の向上や徹底を図ってきた。 しかしながら、院内への持ち込みを禁止している私物USBメモリの持込事案などインシデント事例が発生しており、全職員に対して、個人情報保護徹底を指示する理事長通知を发出するとともに電子カルテ掲示板で注意喚起するなど、個人情報保護意識の向上に努めている。 市立病院においては、市民・患者向け広報誌「やすらぎ」を年4回発行し、院内、市役所、区役所及び周辺施設への配架、関係医療機関への送付、ホームページへの掲載を行うとともに、市民しんぶんへの掲載や広報発表、地下鉄広告などにより、時期やターゲットに合わせた広報活動を実施した。 京北病院においては、診療体制や医療、健康に関わる取組等を周知する広報誌「スマイル通信」を発行し、関係機関に配布した。 医療の質に関することについては、市立病院が独自に設けている臨床指標（クリニカル・インディケーター）について、13分野48項目に整理し、その実績を診療概要及びホームページにおいて公表した。 市立病院において、京都市医療通訳派遣事業を利用した医療通訳者の配置、各種説明文書の外国版の作成を実施している。	ること。 4 コンプライアンスの確保 研修の実施等により職員のコンプライアンスに対する意識を向上させるとともに、情報公開の徹底や、法人内外からのチェックなどによりコンプライアンスの確保を図ること。 5 個人情報の保護 職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。 6 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供 (1) 医療サービスや法人の運営状況について市民の理解を深められるよう、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。 (2) 医療の質や経営に関する指標について、正確で分かりやすい情報を提供すること。 7 外国人対応の充実 「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関」への選定など、外国人受診者への対応を充実・強化し、受入体制を充実すること。

地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標期間における実績	地方独立行政法人京都市立病院機構 第4期中期目標（案）
8 2025年を見据えた病床機能の再構築への対応 団塊の世代が全て高齢者となる2025年に向けて、京都府地域包括ケア構想により定められた医療提供体制の将来の目指すべき姿を考慮し、機構としてのあるべき姿を早急に検討すること。	平成30年度に京都市域地域医療構想調整会議の下で、京都市域を4つに分けたブロック会議が開催され、両病院の現在の医療機能及び今後の果たすべき役割等について会議で明示しており、令和元年度には、診療報酬における「重症度、医療・看護必要度」の特徴を配慮した、いわゆる「京都方式」に基づく報告様式により病床機能報告を提出した。 なお、令和元年9月に厚生労働省から「再編統合等の再検証を要請する公立・公的病院名」（全国424病院）が公表されたが、市立病院及び京北病院は該当しなかった。	8 2025年を見据えた病床機能の再構築への対応 団塊の世代が全て高齢者となる2025年に向けて、京都府地域包括ケア構想により定められた医療提供体制の将来の目指すべき姿を考慮し、機構としてのあるべき姿を早急に検討し<u>確立</u>すること。
第6 財務内容の改善に関する事項	第6 財務内容の改善に関する事項	第6 財務内容の改善に関する事項
1 経営機能の強化 診療報酬の改定や医療環境の変化に対し、的確かつ迅速に対応できる体制を構築すること。 2 収益的収支の向上 (1) 病床利用率の向上や適正な診療収入の確保、未収金の発生防止に努め、収益確保を図ること。また、人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減、後発医薬品の使用促進など費用の効率化を図ること。 (2) 自治体病院として担うべき政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、一般会計からの運営費交付金として市民の負担	常任理事会や病院運営会議等院内幹部会議において、毎月の経営数値や月次収支等について報告を行うとともに、令和3年2月から、経営支援及び地域連携支援業務を委託する経営支援事業者のノウハウや知見を活用した内部環境、外部環境分析結果や先進病院の取組状況等を参考にした経営改善策の検討・実行、また、新型コロナ対応を踏まえた病床編成を行い、経営機能の強化を図った。 令和3年度において、市立病院の純損益は、令和元年度以降2年連続の赤字から脱し、8.3億円の黒字に転換した。 京北病院も同様に徐々にコロナ禍からの回復の兆しが見られたが、超高齢化と若年層の減少は、顕著に続いており、その影響が下半期に強く表れ、年間での外来・入院患者数は前年比で減少した。 一方で、地域のかかりつけ医として使命を果たすべく、京北地域の住民に対して、新型コロナワクチンの接種事業を積極的に実施、その事業収入と補助金に加え、補正予算により運営費負担金（地域医療分）が増額（85百万円）したことで、平成23年度地方独立行政法人化以来、初の黒字となり、法人全体収支では、純損益が8.7億円となり、4期ぶりの黒字となった。 政策医療を着実に実施する一方、それらに係る経費の削減に努め、不採算となる金額を、地方公営企業繰出金に関する基準に準じて運営費交付金として受け入れた。	1 経営機能の強化 診療報酬の改定や医療環境の変化に対し、的確かつ迅速に対応できる体制を構築すること。 2 収益的収支の向上 (1) 病床利用率の向上や適正な診療収入の確保、未収金の発生防止に努めるとともに、<u>紹介患者増につなげるため地域の医療機関への訪問活動を積極的に行い</u>、収益確保を図ること。また、人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減、後発医薬品の使用促進など費用の効率化を図ること。 (2) 自治体病院として担うべき政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、一般会計からの運営費交付金として市民の負担に

地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第3期中期目標期間における実績	地方独立行政法人京都市立病院機構 第4期中期目標（案）
により賄われていることを十分認識したうえで、適切な運営費交付金を中期計画に計上するとともに、病院事業全体として効率的経営、収益的収支の向上に努め、自立した運営を図ること。 3 経営改善の実施 計画的な資金管理及び調達を行うとともに、安定した病院運営を確保するため、長期的な視点で、収益力向上や経費削減、資産の有効活用などの経営改善を着実に実施すること。	なお、新型コロナ対応に伴い政策医療が安定的に継続できるよう、国の臨時交付金を活用し、令和3年度は9月補正予算で、4億25百万円運営費交付金が追加措置された（収益的収支分：市立病院212百万円、京北病院85百万円、資本的収支分：127百万円）。 地域医療連携の強化による外来業務の効率化と入院収益の増加を目指して、令和2年8月から耳鼻いんこう科、令和3年6月から泌尿器科において、初診患者は原則紹介のみ、再診患者は予約のみとする紹介予約制を導入し、地域の医療機関との連携強化・機能分化を図りつつ、外来業務の効率化を進めた。 入院患者の増加に向けては、患者支援センターを中心に、地域連携支援事業者を活用しながら、医療機関訪問を行い、スムーズな紹介・逆紹介に向けた関係強化に努めた。 多職種で構成されるベッドコントロール会議等の体制を構築して、在院日数の適正化と病床稼働率向上に取り組んだ。また、ロボット支援手術等の手術件数の増加や各種加算取得により診療単価の上昇につなげた。	より賄われていることを十分認識したうえで、適切な運営費交付金を中期計画に計上するとともに、病院事業全体として効率的経営、収益的収支の向上に努め、自立した運営を図ること。 3 経営改善の実施 計画的な資金管理及び調達を行うとともに、安定した病院運営を確保するため、長期的な視点で、収益力向上や経費削減、資産の有効活用などの経営改善を着実に実施すること。
第7 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他業務運営に関する重要事項
1 市立病院整備運営事業におけるPFI手法の活用 (1) 事業を受託した株式会社SPC京都の総合的なマネジメントを活用して効率的な病院運営を推進し、患者サービスの向上を図ること。 (2) 長期包括的に委託した事業形態を、常に変化し続ける医療環境や医療ニーズに適合するように協議検討し、安定した病院経営を目指すこと。	PFI事業の各業務に係る市立病院側意見・評価と、SPCの自己評価に基づき、モニタリング委員会で各業務に係る評価を確定させるとともに、現状における課題を把握した。把握した課題については、PFI業務改善会議において、病院職員とSPCとが綿密な意見交換を行いながら、原因分析と改善策の検討を行った。 モニタリング委員会でのモニタリング、SPCの自己点検と自己評価に加えて、現場の意見に基づき現場への立入確認等を行い、事業の評価を行った。また、PFI事業の向上を目指して、病院とSPCの協議の場を設け、モニタリング委員会での結果を基に、課題解決に向けた改善策の検討に取り組んだ。	1 市立病院整備運営事業におけるPFI手法の活用 (1) 事業を受託した株式会社SPC京都の総合的なマネジメントを活用して効率的な病院運営を推進し、患者サービスの向上を図ること。 (2) 長期包括的に委託した事業形態を、常に変化し続ける医療環境や医療ニーズに適合するように協議検討するとともに、<u>病院運営におけるノウハウの蓄積や人材育成の視点で改善を検討し、安定した病院経営を目指すこと。</u> (3) <u>令和9年度にPFI事業期間満了を迎えるに当たり、次期病院運営におけるPFI手法の在り方の検討を行うこと。</u>

地方独立行政法人京都市立病院機構 第 3 期中期目標	地方独立行政法人京都市立病院機構 第 3 期中期目標期間における実績	地方独立行政法人京都市立病院機構 第 4 期中期目標（案）
2 関係機関との連携 (1) 3 施設一体化整備事業（京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センター）との連携等、本市保健福祉行政の実施に協力すること。 (2) 健康危機事案、地域保健の推進、救急搬送を担う京都市等の公的機関との連携を図ること。 (3) 医療専門職の養成機関による教育に積極的に協力すること。また、より質の高い看護職員の育成に向けて、市内看護系大学との連携を更に進めること。 3 地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献 地球温暖化防止のために必要な措置を講じるとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。	市立病院では、健康教室や出前講座を実施したほか、令和 2 年度から毎年「市民公開講座」を開催した。また、栄養指導においては入院・外来栄養指導に加え母親教室や糖尿病教室でも指導を行い、市民の健康づくりに貢献した。 京北病院においても、京北出張所と連携し、市民対象の出前講座を実施したほか、右京区役所が開催した市民対象の講演等を行った。 京都市や京都市長寿すこやかセンターと連携し、全職員を対象とした認知症サポーター養成講座を実施し、職員の認知症対応力向上を目指した。 新型コロナ感染拡大に当たっては、新型インフルエンザを想定した訓練を通じて市民の健康危機事案に備えていたことで、発生初期から京都市や京都府入院医療コントロールセンター等と密に連携を取り、入院患者を積極的に受け入れ、市内における中核的役割を果たすことができた。 また、国、京都市や京都府の要請に応じ、令和 3 年 9 月に新型コロナに対応する専用病床を増床するなど、的確かつ柔軟な病院運営を行った。 京都市内外から、臨床実習医師をはじめとして、看護師及び助産師、薬剤師等多様な職種の実習生を受け入れた。看護実習については、実習指導者の充実や看護師養成機関との連携を図り、コロナ禍での実習実施について協議検討し、オンラインでの実習を行うなど、継続的に、質の高い看護師の養成に寄与した。また、京都看護大学と京都市の連携協力協議にも参加し、看護大学との連携を進めた。 感染性廃棄物をはじめ、廃棄物の分別方法を頻繁に周知するとともに、部署ごとの排出量の調査及び院内各所の見回りや指導を実施し、廃棄物の分別徹底を進めた。 令和 2 年度に本館及び北館の照明器具の L E D 化を行い、令和 3 年度からは休床病棟の空調設備の運転停止を実施するなど、エネルギー使用量の削減に取り組んだ。 令和 3 年度に京都環境マネジメントシステムスタンダードについて、評価機関の確認審査を受審し、合格判定を得た。	2 関係機関との連携 (1) 3 施設一体化整備事業（京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センター）との連携等、本市保健福祉行政の実施に協力すること。 (2) 健康危機事案、地域保健の推進、救急搬送を担う京都市等の公的機関との連携を図ること。 (3) 医療専門職の養成機関による教育に積極的に協力すること。また、より質の高い看護職員の育成に向けて、市内看護系大学との連携を<u>引き続き</u>進めること。 3 地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献 <u>省エネ等に対応した施設整備を行うことにより脱炭素化に積極的に取り組むなど地球温暖化防止のために必要な措置を講じること。</u>